

病児・病後児保育室ユーカリのご案内

開設日	平成21年10月1日						
施設名	病児・病後児保育室ユーカリ 北広島町壬生309-1 (Tel: 0826-72-0822) メルヘン内						
対象児	北広島町および他市町に在住する子ども 生後3か月程度～小学校6年生まで						
定員	3名						
病気の範囲	病気の回復期及び風邪、発熱、軽度嘔吐、軽度下痢、軽症の伝染病等かかりつけ 医の判断になりますので、かかりつけ医の先生にご相談ください。						
利用時間	8:30～17:30 (月曜日～金曜日) ※土日・祝日・8月14～16日・12月29～1月3日を除く						
利用期間	連続5日間まで						
利用方法	1. 登録申請によりあらかじめ登録しておいてください※年度毎に必要です 2. 病気が発生した時、かかりつけ医に受診し医師確認書をもらう 3. 電話で予約 72-0822 メルヘン内 4. 利用申請書および医師確認書を提出 ※全てに記名のこと						
準備物	<ul style="list-style-type: none"> ・着替え一式 (お子さんの年齢に応じて) ・病院で処方された薬 (内容を教えてください) ・おむつ、おしり拭きペーパー (おむつ利用者) ・汚物入れ、着替え入れポリ袋2～3枚 (名前を記入) ・タオル2枚 ・昼食、おやつ ・水分補給用飲み物 (お茶・イオン飲料・ジュースなど) <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">} 全てに記名ください</div>						
利用料	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">町内在住者</td> <td style="text-align: right;">・・・ <u>500円</u></td> </tr> <tr> <td>町外在住者 (両親のどちらかが町内就労)</td> <td style="text-align: right;">・・・ <u>500円</u></td> </tr> <tr> <td>町外在住者 (町外就労)</td> <td style="text-align: right;">・・・ <u>1,500円</u></td> </tr> </table> <p>別途注文可: 昼食500円 おやつ100円 ※アレルギー等の特別食は受付できません</p>	町内在住者	・・・ <u>500円</u>	町外在住者 (両親のどちらかが町内就労)	・・・ <u>500円</u>	町外在住者 (町外就労)	・・・ <u>1,500円</u>
町内在住者	・・・ <u>500円</u>						
町外在住者 (両親のどちらかが町内就労)	・・・ <u>500円</u>						
町外在住者 (町外就労)	・・・ <u>1,500円</u>						

※利用料の減免について

対象児童の保護者が生活保護世帯、町民税非課税世帯又は所得税非課税世帯であるときは、利用料を減免することができます。ただし、町外に居住する児童の保護者は、その対象となりません。

減免する額は、次のとおりです。

- 生活保護及び住民税非課税世帯…全額
- その他所得税非課税世帯…半額

利用料の減免を希望する方は、病児・病後児保育事業登録申請書にて申請ください。

裏面にQ&Aあり

※ Q&A

Q：登録申請書を出していないのですが、大丈夫でしょうか？

A：大丈夫です。当日でもOKです。（3名に達していない場合）

Q：医師確認書をもっていないのですが、大丈夫でしょうか？

A：病児・病後児保育施設ですので、医師確認書がなければ、お預かりすることができません。

Q：町外の病院にかかっているのですが、どうしたらよいですか？

A：医師確認書、利用申請書の用紙が北広島町役場福祉課またはユーカリにありますので、記入していただいでご連絡ください。（「医師確認書」「利用申請書」はホームページからもダウンロードできます。）

Q：私（父または母）の具合が悪くて仕事を休んでいるのですが、病気の子どもをみてもらえますか？

A：はい。大丈夫です。

Q：どんな病気でもみてもらえますか？

A：かかりつけ医師の確認書があれば大丈夫です。ただし、ユーカリで病気の悪化により医師と相談して途中でお断りする場合があります。

〒731-1595

広島県山県郡北広島町有田1234

北広島町役場 福祉課 子育て支援係

TEL 050-5812-1851